

韮崎市

第2期 子ども・子育て支援事業計画

概要版



計画の基本理念

本計画では、市全体の子育て支援をさらに発展させることを目指して、基本理念を掲げます。

基本理念

広げよう 子育てサポートの輪 にならさき



計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づいて、教育・保育・子育て支援の充実を図る「韮崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、市民・地域・企業・行政の協働のもとで、市全体で子育てを支えるまちづくりに努めてきました。

この度、令和元年度をもって計画期間が満了すること、支援を必要とする子どもの増加や貧困問題等をはじめとする新たな行政需要へに対応すること、そしてこれまで本市が展開してきた子育て支援施策をより一層推進することを目的として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期韮崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度に、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画策定	第2期韮崎市子ども・子育て支援事業計画（本計画）						
				評価・次期計画策定		次期計画 (令和7年度～11年度)	



計画の体系

基本理念の実現に向けて、本市では以下の体系に沿って子育て支援施策を推進します。



基本方針1 多様な子育て家庭への支援の推進

- (1) 教育・保育事業の推進
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) きめ細かな対応を必要とする子育て家庭への支援
- (4) 児童虐待の防止策の充実

基本方針2 母子の健康維持

子どもと母親の健康推進

基本方針3 親の子育て環境の充実

- (1) 家庭の教育力の向上と相談体制の整備及び利用促進
- (2) 子育てに関する情報の充実
- (3) 地域で子育てを支援する体制の推進

基本方針4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

- (1) 子どもの健全な成長のための環境整備
- (2) 次世代育成の推進

基本方針5 安全対策の推進

- (1) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- (2) 子どもの身の回りの安全を確保するための活動の推進

基本方針6 男女がともに仕事と子育てを両立できる社会の実現

- (1) 男女がともに子育てをするための体制の構築
- (2) 仕事と家庭の両立の推進

基本方針7 子どもの貧困対策の推進（韮崎市子どもの貧困対策推進計画）

- (1) 子どもの貧困の状況把握
- (2) 情報の共有化・見える化と各機関を「つなぐ」
- (3) 子どもの貧困世帯に対する支援策の展開



教育・保育提供区域における量の見込みと主な事業の内容



(1) 教育・保育の提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域は、市全体を1区域として設定します。

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の内容

認定区分	対象事業	種別	令和2年度	令和6年度
			見込量	見込量
1号認定 保育の必要性がない満3歳以上の児童	幼稚園・認定こども園等 (私) 葦崎愛生・葦崎カトリック白百合幼稚園 (私) 山梨英和ダグラスこども園	教育	103人	89人
			55人	46人
2号認定 保育の必要性がある満3歳以上の児童	保育所・認定こども園等 (私) 山梨英和ダグラスこども園 (私) すみれ葦崎保育園	保育	324人	278人
			(0歳児)	24人
3号認定 保育の必要性がある0~2歳児の児童	(公) 葦崎東・たんぼぼ・すずらん保育園	(1・2歳児)	197人	179人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の内容

事業	事業内容	令和2年度	令和6年度
		見込量	見込量
①利用者支援事業 (基本型・母子保健型)	子育て世帯の困りごとやニーズにあった支援ができるよう、利用者からの相談に応じて利用者支援専門員や保健師が必要な情報の提供やアドバイス、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業	2箇所	2箇所
②延長保育事業	保育事業を利用している保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間(11時間)・保育短時間(8時間)を超える保育を必要とする場合に、保育所・認定こども園等の開所時間を超えて乳幼児の保育を行う事業	5箇所	5箇所
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が共働きである世帯や、昼間留守が多い世帯の小学生児童を対象に、児童センターや学校の余裕教室、専用の施設等で、放課後や学校休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図る事業	7箇所	7箇所
④子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	《対象：就学前児童》児童を養育している保護者が、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び経済的な理由により一時的に母子等を保護することが必要となった場合に、実施施設において当該児童等に一時的に必要な養育、または保護を行う事業	1箇所	1箇所
⑤乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師・助産師が訪問し、健康状態や生活の様子を把握するとともに、子育て支援に関する相談・助言・情報提供を行う事業	169人	149人
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要とされる家庭を対象に保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行う事業	51人	45人
⑦地域子育て支援拠点事業	保護者同士が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行い、子育てを支援する事業	1箇所	1箇所

事業	事業内容	令和2年度	令和6年度
		見込量	見込量
⑧一時預かり事業 (預かり保育)	保護者が、一定の理由により家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、施設において預かりを行う事業	幼稚園・認定こども園型 3箇所	3箇所
	その他 (保育所・子育て支援センター)	3箇所	3箇所
⑨病児・病後児保育事業	病気や病後回復期などの集団保育が困難な児童が、保護者による保育を受けられない場合に、病院や保育所(体調不良となった在園児のみ)に付設された専用スペース等において保育士・看護師等が一時的な保育等を行う事業	病児・病後児型 1箇所 体調不良児型 2箇所	病児・病後児型 1箇所 体調不良児型 2箇所
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	245人	239人
⑪妊婦健康診査事業	妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、必要に応じて公費負担による医学的検査を行う事業	延べ 1,952回	延べ 1,702回
⑫実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況や多子世帯を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき副食費に要する費用の実費負担に対し、公費による助成を行う事業		
⑬多様な主体が本制度に 参加することを促進する ための事業	幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育施設への民間事業者の参加の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業		
⑭子どもを守る地域ネットワーク 強化事業(その他要保護児 童等の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性及び連携の強化を図る事業		



子どもの貧困世帯に対する支援策の展開

子どもの貧困対策に対する重点施策として、次の4つの視点から支援策を推進します。

区分	内容
①教育の支援	家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるようにするため、学校の授業以外での学習機会の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない子どもに対する学習支援を推進します。また、多様な体験活動の機会提供に取り組みます。
②生活の安定に資するための支援	親の妊娠期から家庭状況を総合的に把握し、給食や子ども食堂等による食事の提供支援や居場所づくり等に取り組み、生活に困難を抱える世帯に対する生活支援の充実を進めます。
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	生活に困難を抱える保護者は、正規雇用の割合が少なく、安定的な就労に結びつきにくい状況等がみられるため、ハローワーク等と連携し、生活に困難を抱える保護者への就労相談や支援を行います。
④経済的支援	家庭の生活状況に応じた保護者に対する各種手当や子ども医療費助成、貸付制度などの経済的な支援により、生活に困難を抱える子育て家庭などの生活基盤を支えます。山梨県等が窓口となっている事業についても、県が作成したリーフレットの活用や情報把握に努め、必要な支援に結びつけます。



韮崎市 第2期子ども・子育て支援事業計画
<概要版> 【令和2年3月】
 発行：韮崎市 福祉課
 〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号
 TEL：0551-22-1111
 FAX：0551-22-8479